

コロナに負けない 持続化給付金

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、剪主 伝法院 千里

コロナ禍の収束はまだまだ見通せない。アルパカファームも農業の間たちも厳しい日々が続く。そんなとき……。

千代 社長、なかなか厳しい状況が続きますね。うちは大丈夫なんですよ？

藤田 さすがにこの状況が続くと堪えるね。内部留保があったからまだ耐えられるけど、周りの農業仲間ではちらほら廃業しないとなんて話も出始めてるよ。

千代 やっぱりそうなんです。お隣の高橋さんも相当厳しいみたいで、バイト探さなきゃいけないって言ってました。

藤田 ああ、高橋さんとは昨日ふらっと会って、相談があったけど、かなり減入ってたね。もともと大部分を給食センターに出荷していたし、影響は大きいよね。なんとかしてあげたいけど、うちも余裕があるわけじゃないから何もしてあげられなかったんだよ。

千代 助けてあげたいのはやまやまなのに。それもまた辛いですね。

藤田 そうそう、これから伝法院先生とZOOM（オンライン会議システム）でつないで会議するから、千

代ちゃんも同席しない？ 先生にいろいろと聞いてみよう。

千代 はい、ぜひ！
ZOOMにて

伝法院 藤田社長、こんにちは。お、今日は千代さんも一緒なんですね。

藤田 千代ちゃんも同席させていただけます。というのも、うちも含めて、経営が大変な状況の農園がたくさんあります。千代ちゃんにも質問してもらって、周りの農業仲間の相談に答えてあげられればと思います。

伝法院 なるほど、この状況の中でそれは素晴らしい心構えですね。早速ですが、「持続化給付金」の申請受付が5月1日から始まりました。新型コロナウイルスの影響を受けた事業者が対象です。情報は入っていますか？

藤田 たしか200万円とか100万円だかもらえるってやつですよ？ それは農業仲間の間でも話題

に上がっていました。ただ、農業が対象なのかどうかという点がわからないのと、手続きについていまいちわからず、正直実践に移せるほど理解はしていません。

伝法院 もちろん農業も対象になっています。手続きがオンラインというところもあり、特殊に感じるかもしれませんが、そんなことはありません。むしろ、スマートフォンからでもできるくらいなので、申請しやすいですよ。

藤田 そうなんですか！ なんだかややこしいと思っていました。

伝法院 それにアルパカファームは法人ですので、上限200万円まで給付が受けられます。個人事業主の場合は上限100万円ですね。

藤田 そしたら、お隣の高橋農園さんも法人なので、200万円の上限なんです。さっそく教えてあげないと。

伝法院 申請するにあたって、いくつか注意があるので、確認してくださいね。

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 法人は最大200万円、使い道自由な「持続化給付金」 ◀

コロナによる売上減 50%以上が対象

5月1日に申請受付が始まった「持続化給付金」。感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えし、再起の糧としてもらうための事業全般に広く使える給付金です。簡単に言えば「コロナの影響で単月の売上が半分以上落ちた」という事業者に、法人の場合は200万円、個人の場合は100万円を支給します。農業ももちろん対象になります（ただし昨年1年間の総売上からの減少分が上限）。経費は関係ありません。売上のみで見ます。

1カ月前には経営に影響がなかった会社も日が経つごとにコロナの影響を感じる方も少なくないと思います。年内いっぱい使える制度ですので必要に応じて活用してください。申請後2週間程度での入金を目指しています。

最大200万円を受け取るためにはこの「売上減少分」の計算方法がポイントです。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比50%以上減月の売上×12カ月）＝売上減少分

右下の計算例をご覧ください。3月で申請する場合は減少分100万円＝給付額100万円、4月で申請する場合は減少分340万円 → 給付額200万円となり支給される額が異なってきます。

■持続化給付金の概要

	個人事業主	法人
支給対象	「新型コロナウイルス感染症の影響により」売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	
給付額	100万円	200万円
スケジュール	申請後2週間ほどで入金（政府が掲げる目安） ※申請フォーム https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/	
申請方法	原則オンライン申請	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認書類（免許証やマイナンバーカード等） ● 2019年確定申告書 ● 減収月の帳簿（様式自由…手書きOK） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人番号 ● 振込先口座（法人名義、通帳の写し） ● 2019年確定申告書 ● 減収月の帳簿（様式自由…手書きOK）
申請期間	20年5月1日から21年1月15日まで。現時点では売上減少50%以上の月がなくても、今後の状況によってはありうるため、その際すぐに申請ができるよう準備を進めておきたい。	

2020年1月～12月のうち、売上が前年同月比50%以上減少した「ひと月」を基準としますが、好きな月でOKですので、最大200万円を受け取ろうとお考えの場合には「売上減少分」が200万円以上となるかを確認いただければと思います。

よくある疑問 Q&A

弊社がよく受ける質問を紹介しておきましょう。

Q 設立間もなく2019年度の決算を迎えていない法人でもOKか？ → **A** 対象になります。

Q 確定申告を行っていない個人事業主でも申請可能なのか？ → **A** 2019年分だけまだ行っていないのか、過去すべて行っていないのかで変わってきます。

○2019年分確定申告を現時点では提出できなくてもコロナ猶予されている状態ですので、その場合は2018年分の提出でOK。

○過去すべて行っていない場合でも年内いっぱい受け付けているので（2021/1/15まで）、それまでに過去にさかのぼって確定申告を行なって書類を準備できれば申請できるとのこと。

○ただし過去の確定申告・納税の際に延滞税や無申告課税が発生する可能性もあります。そのあたりについては税理士・会計士とともに解決した方が良いでしょう。

■売上減少分の計算例

	2月	3月	4月	年間
2019年(万円)	160	200	180	1,300
2020年(万円)	150	100	80	
減少率	6.2	50	55	
申請可否	×	○	○	

減少月を3月で計算する場合

- ① 前期の売上 = 1,300万
- ② 3月の売上 × 12 = 1,200万
- ③ ① - ② = 100万 ⇒ 100万給付

減少月を4月で計算する場合

- ① 前期の売上 = 1,300万
- ② 4月の売上 × 12 = 960万
- ③ ① - ② = 340万 ⇒ 200万給付

支給額の計算方法について解説している弊社サイト <https://youtu.be/YbBusemKliQ>（動画開始6分頃）